

毎週火、金曜日発行(但休日を除くときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◆公告

- ◆規則
- 目 次
- 出納事務専決及び代決規程の一部を改正する規則
- 鳥取県広告物審議会規程を廃止する規則
- 区域を変更した旨の届出
- 家畜伝染病予防法によるふそ病検査等の実施
- 土地改良区の役員の退任、就任及び住所変更した旨の届出
- 旅行あつ旋業法による変更登録
- 土地の立入の通知
- " "
- 土地の立入の許可
- 指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続、方法等
- 道路区域の変更
- 道路の供用の開始
- 二級建築士試験の実施

◆正誤

甲種火薬類取扱保安責任者及び乙種火薬類取扱保安責任者の資格試験の実施
危険物取扱主任者試験の実施

昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百四十六号中訂正

昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百六十六号中訂正

昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百八十九号中訂正

昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百六十四号中訂正

昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百六十六号中訂正

昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百六十六号中訂正

◆内訓甲

鳥取県府県費支払手続の廃止

規 則

出納事務専決及び代決規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

出納事務専決及び代決規程の一部を改正する規則

出納事務専決及び代決規程（昭和二十七年二月鳥取県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（副出納長専決事項）

第五条 次の各号に掲げる事項は、副出納長が専決することができる。

- 一 国庫支出金及び一件百万円未満の歳入金の収入
- 二 一件百万円未満の支出負担行為の事前承認
- 三 次に掲げる事項に係る支出
 - イ 報酬、給料その他の給与
 - ロ 退職年金
 - ハ 費用弁償及び旅費
 - ニ イ、ロ及びハに定めるもの以外で支出額が一件百万円未満のもの
- 四 同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ及び歳入歳出外現金への繰入れのための収入及び支出

五 返納金の戻入及び過誤納金の還付

六 歳入歳出外現金及び有価証券の出納

七 一件の見積価格百万円未満の物品の出納

八 収入証紙の出納

九 前各号に掲げるもののほか、会計事務のうち軽易な事項

第六条の表中「出納員」を「会計員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県規則第三十三号

00516
(第3種郵便物可)

3 昭和39年5月1日 金曜日 鳥取県公報 第3526号

00515
(第3種郵便物可)

2 昭和39年5月1日 金曜日 鳥取県公報 第3526号

鳥取県広告物審議会規程を廃止する規則

鳥取県広告物審議会規程（昭和二十四年十二月鳥取県規則第百十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、第二百六十条第一項の規定により、次の区域を境港市高松町字夕顔煙に昭和三十九年三月二十日から変更した旨、境港市长から届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

境港市高松町字夕顔煙に変更する区域
境港市高松町字頭無の全部、境港市高松町字山西一、

鳥取県告示第二百七十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ふそ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、みつばち及び牛の所有者に對して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 実施の目的 ふそ病及び肝てつ症予防のため

二 實施の区域 別表のとおり

00518

(第3種郵便物)
(認)

5 昭和39年5月1日 金曜日 鳥取県公報 第3526号

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

ふそ病検査 みつばち
肝てつ検査及び投薬

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分娩前後一ヶ月以内のものを除く。

00517

(第3種郵便物)
(認)

4

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

ふそ病検査……肉眼的検査及び細菌学的検査
肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査
肝てつ駆除のための投薬……ビチオノール製剤投与

別表	実施期日	実施区域	実施場所
	五月 七日	米子市大谷	藤井金与養ぼう場
	" 八日	" 陰田	"
	" 八幡	" 末次 晃	"
	" 諏訪	" 来海正人	"
	" 中島	" 中原敏雄	"
	九日	上安曇	

十一日	浦津	皆生
十二日	岸本町殿河内	福市
十三日	押口	小野
十四日	道笑町	
十五日	岸本町久古	後藤弘一
十六日	米子市吉岡	深江篤磨
十七日	安部	仲田寿一
十八日	西福原	蓮子哲男
十九日	会見町朝金	大下勅雄
二十日	天万	吉田桂輔
西伯町阿賀	田中 隆	近藤政俊
福成	石田栄治	後藤弘一
龟尾文一		

十三日	東伯町上法万	鴨部	徳長	東上	野口美知
十一日	倉吉市小鴨	片柴	青砥 明	生田貞治	野口英雄
十二日	中田	関金町関金	遠藤幸太郎	遠藤幸太郎	久代琢己
久米	石田	伊東	花岡	藤井	松田
二十九日	二十八日	二十六日	二十五日	二十二日	十四日
野添	関金町南堀	吉原	坂本	三朝町福吉	倉吉市尾田
南場	岸本	谷本	鉛山	北野	山田
	鈴木	南場	木地山	神倉	倉吉市泰久寺
			加谷	中津	泰久寺
					仙隱

00520

(第3種郵便物)
(認)

勝部 哲郎	西伯郡岸本町遠藤
藤山 磯寿	日吉津村大字富吉
山崎 善一	"
監事 若松 宗知	米子市古豊千
河本 克己	"
任期満了により退任	
就任した役員の氏名及び住所	
理事 田中 公男	米子市古豊千五九一
船越 隆雄	水浜二四
塙田 章一	東八幡一八四
田辺 治男	古豊千六〇六
松本 弘	東八幡九八八ノ五
小森 純一	一部一八
妹尾 勝恵	高島四六
青木興一郎	古豊千八七七ノ一
植田 森男	六五四
今中 満通	吉岡 一三
高塚 慢	吉岡 一三
佐々木 一男	一九四

00519

(第3種郵便物)
(認)

六月 五日 東伯町野井倉 久米
赤崎町大谷木地 南場
三朝町福本 伊東

十二日 下畑 沢村

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日

実施区域

実施場所

豊田井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 田中 公男 米子市古豊千

田辺 治男 "

船越 隆雄 "

水浜 東八幡

塙田 章一 "

米原 富重 一部

箕浦 松重

妹尾 勝恵 "

高島 古豊千

青木興一郎 "

高塚 慢 "

吉岡 "

鳥取県告示第二百七十二号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八
条第十項の規定により、次の土地改良区からそれぞれ役

員が退任し、就任し、住所変更した旨の届出があつたので、
同法同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十九年五月一日

昭和三十九年二月一日通常総会において、総選挙の結果
就任した役員の氏名及び住所

昭和三十八年八月四日通常総会において総選挙の結果
当選し、八月五日就任 任期四年
福井土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 小谷 秀一 鳥取市福井二二二

永見文太郎 二二四

井上 増治 二二三ノ一

池原 幾男 三八八

春男 三七四

佐々木 一男 二五四

三八〇

果当選し、二月八日就任 任期二年
 米川土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 辻野 麻治 米子市觀音寺
 昭和三十九年一月二十五日死亡のため退任
 監事 小椋 智一 米子市立町
 昭和三十九年三月二十三日辞任のため退任
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 仲田 寛一 米子市觀音寺
 監事 篠田伊三郎 " 車尾一二三
 昭和三十九年三月三十日通常総代会において補欠選挙
 の結果当選し、四月六日就任 任期昭和四十年一月二十
 日まで
 鳥取市晚稻土地改良区
 退任した清算人の氏名及び住所
 理事 平木 恒次 鳥取市晚稻
 昭和三十九年一月二十五日清算結了により退任
 鳥取市富安第二土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 下段土地改良区
 就任した清算人の氏名及び住所
 理事 山沢 武雄 鳥取市下段五三二
 昭和三十九年三月三十一日解散認可にともない四月一
 日就任 任期清算結了まで
 別府下津黒土地改良区
 変更した役員の氏名及び住所
 変更前
 理事 土井 専一 八頭郡郡家町別府四六四
 " 野田 晴雄 " 一六五
 " 山本 良男 " 二五九
 " 变更後
 理事 中原喜代一 気高郡氣高町重高二三
 " 林原 三郎 東伯郡東伯町大字八橋
 " 堀江 実蔵
 " 若原聰一郎
 " 市本 恒寿
 " 花本 美雄
 " 中本 徳一
 " 堀江 宗市
 " 監事 瀧尾 英雄
 " 松本 寿己
 重高土地改良区
 變更した役員の氏名及び住所
 変更後
 理事 土井 専一 八頭郡郡家町別府二六四
 " 野田 晴雄 " 二五二
 " 山本 良男 " 二五九ノ一
 任期満了により退任

果当選し、二月八日就任 任期二年
 米川土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 中山 博 鳥取市吉成
 昭和三十八年十二月二十九日清算結了により退任
 大郷村大畑土地改良区
 退任した清算人の氏名及び住所
 理事 岡本 繁美 鳥取市大畑
 昭和三十八年十二月二十三日清算結了により退任
 豊美村大桶土地改良区
 退任した清算人の氏名及び住所
 理事 谷口 美嘉 鳥取市大桶
 昭和三十九年一月十日清算結了により退任
 鳥取市叶土地改良区
 退任した清算人の氏名及び住所
 理事 北浦 良幸 鳥取市叶
 退任した清算人の氏名及び住所

退任した清算人の氏名及び住所
 理事 有本健太郎 鳥取市富安
 昭和三九年一月二十五日清算結了により退任
 鳥取市吉成土地改良区
 退任した清算人の氏名及び住所
 理事 中山 博 鳥取市吉成
 昭和三十八年十二月二十九日清算結了により退任
 大郷村大畑土地改良区
 退任した清算人の氏名及び住所
 理事 岡本 繁美 鳥取市大畑
 昭和三十八年十二月二十三日清算結了により退任
 豊美村大桶土地改良区
 退任した清算人の氏名及び住所
 理事 谷口 美嘉 鳥取市大桶
 昭和三九年一月十日清算結了により退任
 鳥取市叶土地改良区
 退任した清算人の氏名及び住所
 理事 北浦 良幸 鳥取市叶
 退任した清算人の氏名及び住所

金曜日 鳥取県公報 第3526号

監事	前川治雄	山本貞雄	三五
小林八次郎	松長茂登	麻生二二四	玉鉢三〇
秋田栄市	平田顯隆	"	一一
"	"	"	"
理事	新開土地改良区	麻生二二四	五二
山崎	當	東伯郡北条町大字江北	昭和三十九年二月一日総会において選挙の結果当選し
米本	當	"	二月二日就任 任期二年
英雄	"	"	
岡	當	"	
磯江	當	"	
美彰	"	"	
山下	當	"	
辰巳	"	"	
"	"	"	
就任した役員の氏名及び住所	退任した役員の氏名及び住所	新開土地改良区	昭和三十九年二月一日総会において選挙の結果当選し
理事 山崎 営 東伯郡北条町大字江北一、七二八ノ三	理事 山崎 営 東伯郡北条町大字江北	新開土地改良区	昭和三十九年二月一日総会において選挙の結果当選し
任期満了により退任	退任した役員の氏名及び住所	新開土地改良区	昭和三九年二月一日総会において選挙の結果当選し
就任した役員の氏名及び住所	退任した役員の氏名及び住所	新開土地改良区	昭和三九年二月一日総会において選挙の結果当選し

理事	押本 久蔵	東伯郡東伯町大字八橋一、七二一
藤井寅次郎	藤井 高義	三、一〇九
西山 友則	西山	三、一八六
堀江 宗市	堀江	一、四一
花本 美雄	花本	一、五四三
中本 徳一	中本	一、二三〇
市本 恒寿	市本	二七一
山田 正信	山田	二七一
河本 茂	河本	大字八橋三、一七〇
若原聰一郎	若原聰一郎	一、三八七
監事		大字笠見二三
結果当選し十二月十五日就任 任期二年		
法万土地改良区		
就任した役員の氏名及び住所		
理事 橋田 吉蔵 東伯郡東伯町大字法万九八		
坂本 徳長		

中本	基	二〇一
見谷	情	一九六
前畠	正守	九九
横山	政敏	九六
横山	幸人	二〇〇
横山	鶴美	一九五
横山	善博	二六一
横山	友光	一〇四
横山	嘉一	二〇八
川崎	昭博	一七七
岩本	貢	三三二
横山	辰藏	一〇六
横山	良金	一六七
横山	功	三五六
監事	"	一九八
奥山	亀造	
昭和三十八年十二月二十三日設立総会において総選挙の結果当選し十二月二十四日就任 任期二年		

昭和39年5月1日

金曜日 鳥取県公報 第3526号

15 昭和39年5月1日

金曜日 鳥取県公報 第3526号

昭和三十九年三月十三日通常総代会において総選挙の結果当選し三月二十日就任 任期二年

鳥取県告示第二百七十三号

旅行あつ、旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）

第八条第二項において準用する同法第五条第一項の規定により旅行あつ旋業者登録簿に次のとおり変更登録したので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 登録番号 鳥取県登録邦人第四号

二 営業所の名称及び位置

山陰マイクロ観光株式会社

米子市皆生一、五〇番地

三 申請者の氏名及び住所

山陰マイクロ観光株式会社

代表取締役 安藤 三藏

米子市皆生一、七五〇番地

四 変更登録事項

イ 営業所の名称の変更

(新) 山陰マイクロ観光株式会社

(旧) 鳥取交通観光株式会社

ロ 営業所の所在地の変更

(新) 米子市皆生一、七五〇番地

(旧) 米子市末広町二七番地

ハ 役員の変更

(新) 代表取締役 安藤 三藏

米子市東福原四八一の一三

取締役 吉持 武雄

米子市末広町二七番地

取締役 中川 佳美

米子市上福原一、九〇〇番地

取締役 平田 集安

米子市安信七三番地

監査役 山口 初義

昭和39年5月1日

金曜日 鳥取県公報 第3526号

河本 三男	下古川
足羽 幸人	井手畠
徳田 文之	
伊東 義男	新田
伊東 公	
遠藤 清蔵	中江
生田 義平	大塚
川本 常敏	
福田 千賀春	穴窪
船越 一正	小田
綾女 正雄	下古川
伊東 利春	新田
木天 富治	下古川二二四番地
神宮 恒正	穴窪二五〇番地

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 磯江 義博	倉吉市新田九七番地
監事 東 春蔵	中江一三六番地
理事 木天 富治	小田一八七番地
監事 東 春蔵	穴窪二二〇番地
理事 木天 富治	大塚一一五番地
監事 東 春蔵	二五〇番地
理事 伊東 利春	新田一三八番地
監事 東 春蔵	中江七五番地
監事 伊東 利春	下古川二二四番地
監事 東 春蔵	一七番地
監事 伊東 利春	新田二六六番地
監事 東 春蔵	二九五番地
監事 伊東 利春	下古川一六八番一地
監事 伊東 利春	古川沢一九三番地
監事 伊東 利春	井手畠一二八番地
監事 伊東 利春	新田一〇六番地
監事 伊東 利春	伊東 公
監事 伊東 利春	山本 春信
監事 伊東 利春	小田 一三一番地
監事 伊東 利春	一八五番九地
監事 伊東 利春	西谷 重幸
監事 伊東 利春	古川沢一九三番地
監事 伊東 利春	井手畠一二八番地
監事 伊東 利春	伊東 公
監事 伊東 利春	山本 春信
監事 伊東 利春	小田 一三一番地
監事 伊東 利春	一八五番九地
監事 伊東 利春	西谷 重幸
監事 伊東 利春	古川沢一九三番地
監事 伊東 利春	井手畠一二八番地

昭和39年5月1日 金曜日 鳥取県公報 第3526号

昭和39年5月1日 金曜日 鳥取県公報 第3526号

米子市立町一丁目四九番地
監査役 大上登喜三
米子市日ノ出町五六番地
(旧) 代表取締役 吉持 武雄

米子市末広町二七番地
取締役 神庭 正精
米子市東町六四番地
監査役 山口 初義

昭和三十九年五月一日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 中 井 猛 夏
一起業者の名称
建設大臣

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏
一起業者の名称
建設大臣

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏
一起業者の名称
建設大臣

五 変更登録年月日 昭和三十九年一月二十日
鳥取県告示第二百七十四号
土地收回法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一
条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立
入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告
示する。

四 立ち入ろうとする期間
昭和三十九年四月 二十日から
昭和四十年三月三十一日まで
鳥取県告示第二百七十五号
土地收回法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一
条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立
入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告
示する。

昭和39年5月1日

一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立
入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告
示する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県告示第二百七十六号
土地收回法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一
条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立
入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告
示する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県告示第二百七十六号
土地收回法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一
条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立
入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告
示する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 起業者の名称
天神川改良工事
建設大臣

二 事業の種類
天神川改良工事

三 立ち入ろうとする土地の区域
倉吉市巖城地内
昭和三十九年四月 二十日から
昭和四十年三月三十一日まで

四 立ち入ろうとする期間
昭和三十九年四月 二十日から

一 起業者の名称
日野川改修工事
建設大臣

二 事業の種類
日野川改修工事

三 立ち入ろうとする土地の区域
米子市東八幡地内
米子市水浜地内
米子市高田地内

四 立ち入ろうとする期間
昭和三十九年四月 二十日から

鳥取県公報

二
（一）

- (1) 工事種類ごとの工事成績、工事施行状況その他の経営の規模又は状況をあらわす要素で前各号に掲げる要素によつては把握しがたいもの
- (2) 完成工事高純利益率(年間純利益高を年間完成工事高で除して得た数値を百分比で表わしたもの)をい
- (3) 営業年数

二
（二）

- (4) 自己資本額
- (5) 建設業に従事する職員の数
- (6) 建設機械等の保有量
- (7) 流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た値を百分比で表わしたもの)をいう。)
- (8) 自己資本固定比率(自己資本額を固定資産の額で除して得た値を百分比で表わしたもの)をいう。)
- (9) 自己資本回転率(年間純利益高を自己資本額で除して得た数値をいう。)

二
（三）

□ 指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、建設工事指名競争入札参加資格審査願(別記様式第一号)を昭和三十九年五月六日までに土木部管理課に提出しなければならない。

ただし、県内に主たる営業所を有する者(以下「県内業者」という。)すでに建設業法第二十七条の二の規定により経営規模その他経営に関する事項の審査を受けた者及び県外に主たる営業所を有する者(以下「県外業者」という。)すでに建設工事請負指名願を提出している者については、審査願の提出を要しないものとする。

□ 添付書類

資格審査願には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

イ 建設業法第八条の規定による登録を受けていることを証する書面

二
（四）

（四）

鳥取県告示第二百七十七号

昭和四十年三月三十一日まで

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十二条第二項の規定に基づき、土地の立入の許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一起業者の名称

中国電力株式会社鳥取支店

二 事業の種類

電気事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日野町大字根妻、下黒坂、小河内、布瀬谷、橋

原、上菅、久谷

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十九年五月十五日から

鳥取県告示第二百七十八号

昭和四十年六月三十日まで

昭和三十九年度における県が発注する建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続、方法等について、次のとおり定めたので公示する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 記名競争入札に参加する者に必要な資格

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行なつた審査の結果に基づき工事の種類に応じて必要な等級に区分し、これを発注の標準とする請負工事金額に対応させて定めた資格とする。

(一) 建設工事の種類別年間平均完成工事高

00534
(第3種郵便物)
(認)

年 月 日	沿
-------	---

別記様式第2号

希望する参加資格の種別の欄には土木一式工事、建築一式工事又は建設業法の別表に掲げる建設工事の種類の名称を用いて記載する。

このたび、鳥取県施行の請負工事の指名競争入札に参加する資格を得ていないので、関係書類を添えてお願ひします。

なお、この審査願のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(記載要領)

登録番号	建設大臣登録第号	登録年月日	年月日
希望する 参加資格の種別	電 話 ④		
住 所	商号又は名称		
代 表 者			

00533
(第3種郵便物)
(認)

Ⅰ 売事施工金額調書（別記様式第四号）
Ⅱ 工事経歴書（A、B）（別記様式第五号）
Ⅲ 技術者経歴書（別記様式第六号）
Ⅳ 営業用機械器具調書（別記様式第七号）
チ 資格審査願提出前二ヶ年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類
リ 資格審査願提出前一ヶ年ににおける納税義務の発生した國税（法人税又は所得税に限る。）及び鳥取県の県税（事業税及び自動車税に限る。）の納稅済みを証する書面
ヌ 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得た者でないことを確認である書面

別記様式第1号

建設工事指名競争入札 參加資格審査願

年 月 日

鳥取県知事

ル 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十
四号）第二十一條の規定による経営事項審査申請書の写（建設大臣又は都道府県知事の審査済みであることを証したもの）
四 添付書類で様式を定めたもののが、所定の様式により難いものについては、別添様式に準じたものとする。
五 資格の有效期間
一による資格は、昭和三十九年度限りとする。ただし、昭和四十年度の資格が決定されるまでの間は、而も続効力を有するものとする。

このたび、鳥取県施行の請負工事の指名競争入札に参加する資格を得ていないので、関係書類を添えてお願ひします。

00535

昭和39年5月1日

金曜日

鳥取県

鳥取市

第3526号

00536
(第3種郵便物)
印記

昭和39年5月1日 23

(記載要領)
 沿革の欄には、創業時の組織及びその後の変更、営業の合併又は分割、休止若しくは再開、商号若しくは名称の変更又は資本金額の変更、営業種目等について記載すること。

別記様式第3号

営業所一覧表		在地	電話番号
1 主たる営業所			
2 その他の営業所			

(記載要領)

1 及び2の欄には、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の名称を記載すること。

別記様式第4号

工事施行金額調書

営業年度	発注者の区分	主として請け負う建設工事の施行金額		その他の建設工事の施工金額	合計
		土木工事	建築工事		
年月	日から まで				

第 年 期 月 年 月	日から まで	官公庁		民 間	計
		官公庁	民 間		
期 月 年 月	日から まで	官公庁	民 間		
年 月	日から まで				
年 月	日まで				

(記載要領)

1 本表は、この審査額提出直前2年の各事業年度における完成した工事の請負代金の額をそれぞれ記載すること。

2 官公庁とは、国、都道府県、市町村、公社、公団、電源開発株式会社、土地改良区等をいう。

3 民間とは、官公庁以外のものをいい、電力会社、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等は、民間とすること。

4 下請工事の場合は、発注者が官公庁であつてもすべて民間として記載すること。

別記様式第5号

工事経歴書(A)

工事の種類

00537

(第3種郵便物) 認可 24

昭和39年5月1日

金曜日 鳥取県公報 第3526号 (第3種郵便物) 認可 24

25 昭和39年5月1日 金曜日 鳥取県公報 第3526号 (第3種郵便物
認可)

25 昭和39年5月1日

金曜日 鳥取県公報 第3526号 (第3種郵便物認可)

00538

(記載要領)

- 1 本表は、この審査願提出直前3年間の主な完成した工事及び直前3年間に着工した主な未完成の工事について、工事種類別に別葉として記載すること。

2 未完成の工事については、完成年月の欄に完成予定年月を記載すること。

3 外部に下請発注した工事については、備考欄に下請発注金額及び主な下請業者名を記載すること。

工事の種類

工事

備考	完成年月	着工年月	請負代金額(千円)	工事箇所	工事名	分類	著注者

(記載要領)

27 昭和39年5月1日 金曜日 烏取県公報 第3526号 (第3種郵便物)
認可

27 昭和39年5月1日 金曜日 烏取県公報 第3526号

00540

(第3種郵便物) 26

26

00539

2 実務経験の欄には、職名又は、担当した実務について主なものを記載すること。
3 法令による免許等の欄には、建設工事に関連した法令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものについて記載すること

(例……○○建築士、電気工事士)。

別記様式 / 5

(記載要領)

- 本表は、この番号が発行日前のものについて記載すること。
2 番号、名称の配列の順及び単位については、建設業者登録申請書の添付書類（建設書法施行規則第5条（昭和24年建設省令第14号）に規定する別記様式第2号の添付書類）に準じて記載すること。

鳥取県告示第二百七十九号
建設省中国地方建設局長が道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項、第二十七条第一項及び第九十七条の二の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので同法第十八条第一項の規定により告示する。
関係図面は、昭和三十九年五月一日から二週間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局倉吉工事事務所において一般の縦覧に供する。

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 中井猛夏

種道路類の 路線名	区	間	前区域変更	敷地のメートル	延キロメートル	備考
国一 道級	鳥取県東伯郡北条町大字国坂字岡崎	六六五の四から	前	五・〇〇メートル	一二〇	
九号線	同 県同 郡同 町大字櫛谷	二八九 まで	後	一・五〇メートル	一二〇	ダブル
"	鳥取県東伯郡北条町大字国坂字櫛谷	二八九 まで	前	五・五〇メートル	一四〇	ウエーブ
"	同 県同 郡同 町大字国坂字下用露	七三八の二まで	後	一六・〇〇メートル	一四〇	
"	鳥取県東伯郡北条町大字国坂字下用露	七三八の二から	前	五・〇〇メートル	八・〇〇メートル	
"	同 県同 郡同 町大字松神字折返	四九の六まで	後	九・八〇メートル	三三・〇〇メートル	ダブル
"	鳥取県東伯郡北条町大字松神字折返の六	から	前	五・〇〇メートル	八・〇〇メートル	ダブル
同 県同 郡同 町大字松神字西清徳	二〇〇二の二まで	後	一・〇〇メートル	〇・五九〇	ダブル	
			拡巾			

鳥取県告示第二百八十一号
次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により告示する。
関係図面は、昭和三十九年五月一日から二週間、一級国道九号線に係るものにあつては鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局倉吉工事事務所において、県道米子大山線に係るものにあつては鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

鳥取縣告示第二百八十一號

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

猛

夏

00543

(第3種郵便物)
認
30

3526号 第3526号 公報県取扱金田曜日鳥取県公報第3526号

測路の種類	路線名	地図記入の区域	地図記入の区域
1級 国道	九十九里	鳥取県東伯郡北条町大字下神宇大字赤穂字西清瀬	かわい まで
"	"	同 鳥取県東伯郡赤崎町大字赤崎字花見	かわい まで
"	"	同 鳥取県西伯郡中山西町大字田中字銀野	かわい まで
"	"	同 鳥取西伯郡大山町大字園地字西の木	かわい まで
県道	米子大山線	鳥取県米子市二本木字岩原堤	かわい まで
		市赤井字天津免	かわい まで

公 告

3 受験申込期日 昭和39年5月18日から5月29日まで

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定による昭和39年2級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和39年5月1日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中井猛夏

1 試験期日 昭和39年7月25日(土)、26日(日)

2 試験場所 鳥取市東町2丁目112鳥取西高等学校

4 試験科目

(1) 建築計画

(4) 建築構造

(2) 建築施工

(5) 建築設備・製図

3 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課又は各土木出張所(鳥取土木出張所を除く。)に問合せてください。

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条に規定する甲種火薬類取扱保安責任者及び乙種火薬類取扱保安責任者の資格試験を次のとおり行なう。

昭和39年5月1日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中井猛夏

1 種別及び試験方法
種 别 試験方法

甲種火薬類取扱保安責任者 (1) 筆記試験

乙種火薬類取扱保安責任者 (2) 火薬類取締に関する法

一般火薬学

(2) 面接による人物試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日時 昭和39年5月24日(日曜日)
9時30分から12時10分まで

(2) 場所 倉吉市上井 鳥取県立倉吉産業高等学校

3 受験手続

次の書類を鳥取県工労部商工課に提出すること。
(1) 受験願書 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)別表第15の様式による。

(2) 履歴書 火薬類取締法施行規則別表第16の様式による。

(3) 写 真 手札型で出願前6ヶ月以内に撮影した正面半身像で、裏面に撮影年月日、

氏名及び年令を記載すること。

4 受験手数料

(4) 戸籍抄本

(5) 受験願書提出期間

700円(甲種、乙種とも)の鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけ、消印しないこと。

5 受験願書提出期間

昭和39年5月1日から5月11日まで

6 受験票

受験票は、願書を受付けた者に交付する。

(3) 提出書類等

ア 受験願書

乙種試験を受験しようとする者で同時に2類以上受験しようとする者は、受験願書を別々に提出すること。

イ 受験資格の(1)のアに該当する者は、最終学校卒業証明書、化学に関する学科の単位取得証明書及び6月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

ウ 受験資格(1)のイに該当する者は、乙種危険物取扱主任者免状の写し、及び免状の交付を受けたのち2年以上の危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

エ 受験資格の(2)に該当する者は、6月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

オ 写真1枚
受験願書提出前6月以内に撮影した脱帽正面半身像の手札型のもので、その裏面に撮影年月日、

氏名及び年令を記載したものと受験願書の写真欄にはりつけること。

カ 第1類又は第5類の危険物に係る乙種試験を受ける者であつて火薬類取締法の一部を改正する法律(昭和35年法律第140号)施行前の火薬類1項の規定による甲種火薬類(作業主任者免状、乙種火薬類(作業主任者免状若しくは丙種火薬類)作業主任者免状又は同条第2項の規定による甲種火薬類取扱主任者免状若しくは乙種火薬類取扱主任者免状を有する者については3の(2)のアの(イ)及び(ロ)並びに3の(2)のイの(イ)及び(ロ)の試験科目が免除されますので免状の写しを添付すること。

キ 受験手数料

甲種試験を受験する者は800円、乙種試験を受験する者は類ごとに500円に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。

00548

(第3種郵便物)
認

昭和39年5月1日 金曜日 鳥取県公報 第3526号

00547

(第3種郵便物)
認

昭和39年5月1日 金曜日 鳥取県公報 第3526号

- 6 その他
(1) 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類は実務について雇用主(会社の支店等)にあつては支店長)の証明

- (2) 納付した手数料は申込みの取消し又は受験しなかつた場合でも返還しない。
(3) その他不明の点は、鳥取市東町1丁目220鳥取県総務部地方課に問い合わせください。

正 識

昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県知事第540十六号廿次の箇所に譲りおあつたのや誠正か。

貞段行

誠

十四上1

西伯郡大山町

正

十三上1

指定施業要件指定予定保安林の所在場所

正

昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第540六十六号廿次の箇所に譲りおあつたのや誠正か。

貞段行

誠

十四下1

主伐と係る伐採権を定めたる。

正

昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第540六十六号廿次の箇所に譲りおあつたのや誠正か。

貞段行

誠

十五下6

名所又は田跡の風致の保存

名所又は田跡の風致の保存

昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百八十九号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

三 指定施業要件
立木の伐採の方針

頁 段 行 誤

四十 上 二

西伯郡

正

日野郡

内訓甲

鳥取県内訓甲第五号

鳥取県庁県費支払手続（昭和三十二年八月鳥取県内訓甲第九号）は、昭和三十九年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中井猛夏

昭和四年四月十五日第三種郵便

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価〕一部月額二五〇円（配送料共）
「所」 県